

第5章 労務

2020年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大以来、感染が世界的に蔓延する厳しい状況はいまだ有効に制御されておらず、中国国内でも局地的に小規模な感染爆発が持続的に起こり、国内経済や就業に深刻なダメージを与えている。多くの業界において企業はかつてない経営困難に直面し、存続のためにリストラを実行している企業も少なくない。企業の負担を減らし、就業を確保し、労使関係の安定を維持することは、2022年も依然として中国政府に解決が求められる重要な課題となっている。

このほか中国政府は、人口の高齢化、少子化に対応し、出生率を高めるために、人口および出産政策を調整し、夫婦が3人まで子女をもうけることを許可する新政策や関連支援措置を打ち出しており、このことによって企業の労務・人事管理に新たな変化と課題がもたらされている。

2021年以降公布、実施された主な政策と行政措置

人口および出産政策と関連支援措置への新たな調整

人口構造をいっそう改善し、出生率低下の傾向を緩和し、人口高齢化の危機に対処するため、中国政府は2021年に以下のような一連の措置を講じて人口および出産政策と関連支援措置の整備、最適化を図った。

「三人っ子政策」の実施

中国共産党中央委員会、国務院が2021年6月26日に公布した「出産政策の最適化、人口の長期的にバランスのとれた発展の促進に関する決定」では、「人口および計画出産法」の改正、「三人っ子政策」の実施が決定された。全国人民代表大会常務委員会は2021年8月20日に「『人口および計画出産法』の改正に関する決定」（主席令96号）を可決し、改正「人口および計画出産法」では、適齢での結婚・出産、「優生優育」を提唱し、夫婦は3人まで子女をもうけることができることとしたうえで、国は財政、税制、保険、教育、住宅、就業等の面で支援措置を取り、出産、養育、教育にかかる家庭の負担を軽減することとした。「三人っ子政策」が打ち出されてからは、各省、市、自治区による各地の人口および計画出産条例の改正が相次ぎ、夫婦が2人まで子女をもうけることを認める「二人っ子政策」が調整されて3人目をもうけることができるようになった。「三人っ子政策」の実施実現は人口構造の改善に貢献し、長期的には市場により多くの適齢労働力が提供される見込みがある。一方で、出産する従業員の述べ人数が増えることにより、企業が留意して適切に対応すべき課題が生じている。

出産の支援措置を整備し、高齢者への保障措置を調整

国の人口および出産政策が調整されたことに伴い、各地で実施されるようになった出産にかかわる支援措置には次のようなものがある。①出産関連休暇の調整。現在大部分の地方では、国家规定による98日の出産休暇と、従前実施されていた出産奨励休暇をもとに、出産奨励休暇日数をさらに増やす措置となっている。②育児休暇の設定。2021年6月6日、国務院未成年者保護業務指導グループが公布した「未成年者保護の取り組み強化に関する意見」（国未保組〔2021〕1号）では、「条件を具備する地方において育児休暇の試験運用の模索を奨励すること」が規定された。その後、北京市、天津市、上海市等において関連の地方性法規が次々と打ち出され、子女が3歳になるまで、夫婦のそれぞれが毎年一定日数の育児休暇を取得できるという規定が設けられた。③看護休暇の設定。各省市で、看護を必要とする高齢者の子女に看護休暇を与える新規定の公布が相次いでおり、特に一人っ子の看護休暇についていずれも明確な規定を設け、一人っ子の父母を看病する人がいないという問題に一定の解決をもたらした。各地の出産関連支援措置は、その地方の企業の労務管理に影響を及ぼすものとなるため、各企業では随時現地の最新の政策に注目し調整を行う必要がある。

一部の負担軽減・就業安定措置の実施を2021年末まで延長

2021年5月20日に人力資源社会保障部、国家発展改革委員会、教育部、財政部、中央軍事委員会国防動員部が合同で「一部の負担軽減・安定雇用・就業拡大政策措置の実施延長に関する通知」（人社部発〔2021〕29号）を公布したが、これによって実施が延長された負担軽減・安定雇用・就業拡大政策は「安定雇用、重点の確保、ボトムラインの保障、8つの面の就業・起業支援政策の実施延長への特化」を重点としたもので、主に次の内容が含まれていた。①包摂性失業保険の就業安定にかかる保険料還付政策の実施を継続し、前年度において、保険加入企業がリストラをしないか、リストラ率が前年の全国都市部失業率調査の抑制目標値を超えない場合、もしくは保険加入者数が30名以下の企業においてリストラ率が保険に加入する従業員総数の20%を超えない場合に、就業の安定を維持したとして失業保険料の還付を申請できる。②OJTの範囲拡大政策の実施を継続し、生産経営に一時的な困難が生じて操業を停止している中小・零細企業で従業員のOJTを実施する場合、OJT人数に応じて企業に従業員研修補助等を与える。また、当該通知では、政策の実施期限を2021年12月31日までとして、各地政府が規定に基づきその地方の実態に合わせた就業・

起業支援政策を制定することが奨励された。コロナ禍で経済、就業へのダメージが続く中、一部の負担軽減、安定雇用、就業拡大の措置が継続して実施されたことで、企業の経済的負担が軽減され、企業の労使関係安定に役立った。

失業保険の省を跨ぐ移転・移管政策の明確化

個人が申請する失業保険関係の省（自治区、直轄市を含む、以下同）を跨ぐ移転・移管の手続をより規範化するため、人社部、財政部は合同で、2021年11月9日に「失業保険関係の省を跨ぐ移転・移管制度の整備に関する通知」（人社庁発〔2021〕85号）を公布し、保険に加入する従業員および失業者の失業保険関係を省を跨いで移転・移管する手続、移転先に移す失業保険料の計算方法および保険金の支給基準、移転・移管の業務フロー等について明確に定めた。これには主に次の内容が含まれる。①保険に加入する従業員が省を跨いで就業する場合、失業保険関係は本人の異動とともに移転し、納付年数は合算する。②失業保険金の受給条件を満たす保険に加入する失業者は、失業保険金の受給やその他の関連待遇を最後の保険加入地において申請することとなるが、この受給申請を戸籍の登録地に戻って行うことも選択できる。受給期間の途中で支給地を変更することはできない。戸籍登記地に戻っての申請を選択する場合は、失業保険関係の移転等の手続が必要となる。当該通知では、保険に加入する従業員や失業者が行う失業保険関係の移転・移管手続がより行いやすくなり、失業保険待遇の申請制度が整備された。

2022年の展望

外国人入国政策の緩和を期待

新型コロナウイルスの感染爆発以来、外国人の中国入国にかかる手続が大変複雑化し、ビザの申請、居留許可証等の取得もより困難になっている。なおかつ、現在はまだ「3種の有効な居留許可を所持する外国人の入国の許可に関する公告」に所定の3通りの人員しか入国できない（外交、公務等のビザによる入国を除く）とされているため、2022年は外国人の入国政策が緩和され、コロナ対策の要件を満たしている外国人の出入国に可能な限りの便宜が与えられるよう期待する。

就業安定手当政策の継続、申請条件の緩和を希望

2021年5月20日に人力資源社会保障部、国家发展改革委員会、教育部、財政部、中央軍事委員会国防動員部が合同で公布した「一部の負担軽減・安定雇用・就業拡大政策措置の実施延長に関する通知」（人社部発〔2021〕29号）の規定により、包摂性失業保険就業安定返還政策を含む施策7項目の申請受理期限は2021年12月31日までとされていたが、企業がコロナ禍によって被っているダメージを軽減するために、就業安定手当政策が2022年も延長され、関連申請条件が緩和されるよう希望する。

<建議>

(1) 就労・出入国関連

①新型コロナウイルス感染症対策措置の影響が続く中、外国人が訪中就労するために必要となる行政手続において、困難な状況が増えており、外交部、科学技術部および国家移民管理局に以下の改善意見を提出する。

- ・訪中を予定する外国人が、中国への出入国の条件、必要手続、入国後の防疫措置および隔離政策について照会できる手段が少なくかつ不便であり、情報収集の手段を増やしてほしい。例えば、中国の在外公館に問い合わせのためのプラットフォームや専用ホットラインを直接開設することや、既存の照会窓口についても回答の効率と正確性の向上を要望する。また、新規規定の施行開始までに、少なくとも1週間程度の猶予を設け、告知を十分に行ったうえで実施されるよう要望する。
- ・新型コロナウイルス感染症対策措置の影響により、外国人が中国出張や訪中就労のために招聘状、ビザ、就労許可証、居留許可証等の証明書を取得することがさらに困難になっており、提出が必要な申請書類が増えている。各種行政手続の処理を迅速化し、申請書類についての要求は詳細かつ具体的に、一度で明確に事前告知し、書類の追加提出や修正を何度も要求することは回避していただくよう要望する。
- ・一部地方の行政機関では、中国に滞在する駐在員の外国籍の配偶者や未成年の子女に対する招聘状やビザの発給が停止されており、駐在員が家族に会えないまま長期間離れて暮らす状況が続いている。外国籍の配偶者、未成年の子女に対する招聘状やビザの政策が開放されるよう要望する。
- ・現在中国に入国する外国人は、有効なビザまたは居留許可証を所持していることが必須とされているが、今後新型コロナウイルス感染症の流行が緩和、収束した際には、日本国籍者に対する15日以内の滞在にかかるビザ免除の政策が早急に再開されるよう要望する。
- ②異なる地方の所管外国人訪中就労事務機関や出入国管理機関によって、書類審査の基準や手続等に地方差異が存在しているため、科学技術部および国家移民管理局には各地に統一適用する執行基準を明確に定めていただきたい。このほか、業務上外国人に地方間の異動が発生することもよくあるため、異動に伴い必要とされる就労許可、居留許可に関する手続の簡素化、審査認可の所要時間短縮を要望する。
- ③外国人が公安機関出入国管理機関で居留許可証の新規取得、変更、更新、抹消等の手続を行う際に、パスポートの原本を行政機関に預けなければならない期間が長く、外国人に多くの不便をもたらしている。このような現状を改善し、

所管機関でのパスポート原本の預かり期間を短縮いただくとともに、外国人にも携帯しやすく、銀行手続等に使用できるカード型の身分証明書の発行検討を要望する。

- ④就労許可、居留許可等の手続時に提出が必要となる写真またはその電子データについて、多くの所管機関ではいずれも背景の色、衣服の色（「白は不可」等）、頭頂部から写真の上辺まで、下顎から写真の下辺までの長さ、余白の幅等について詳細で具体的な要求を設けているが、特に初めての訪中で中国の政策に明るくない者にとっては準備が容易でなく、外国人訪中就労事務機関および公安機関出入国管理機関に対し、写真の具体的な要求を緩和し、統一の「パスポート用写真」とする等の対応を要望する。
- ⑤近年、公安機関出入国管理機関による自動化入国審査ゲートの設置が進み、出入国者がスピーディで効率よく入国審査を受けられるようになり、利便性が大いに向上していることは歓迎される。ただ、外国人にとっては、自動化ゲートを利用できる対象者は、外国の電子パスポートおよび6カ月以上の居留許可証を所持し、かつ出入国管理機関に指紋情報を届け出ている者であるとされ、6カ月以下の短期居留許可証を持つ外国人には依然として入国審査官との面接による入国審査が適用されているため、自動化ゲートの適用対象者の範囲を緩和し、6カ月以下の短期居留許可証の所持者にも利用可能となるよう要望する。

(2) 社会保障

- ⑥企業従業員の流動性が増すにつれ、従業員の社会保険関係を異動先の地方に移転して継続するニーズがますます高まっているが、社会保険システムが全国統一のネットワークとなっておらず、各地による社会保険政策の不一致等のために、異動する従業員が社会保険加入年数の転出および個人口座の移転手続を行う必要があるほか、新規加入した地方での累計納付年数が現地規定の年数に達しなければ、その地方で定年退職手続を行って養老保険金を受給することができなくなるため、異動に対する従業員の意欲が低下する原因となり、各地で人員の異動が阻害されている。人力資源社会保障機関による社会保険システムの全国ネットワーク化が実現し、各地に適用する社会保険政策が統一され、人員の異動に対する社会保険関係の移転による影響が低減されるよう要望する。
- ⑦2019年9月1日より正式に発効した「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」により、条件を満たす外国人について、中国国内で納付する養老保険の保険料負担が免除されたことは歓迎される。養老保険以外の医療保険、失業保険のその他の社会保険項目についても、相応に法律規定を改訂することによって外国人の強制納付義務が免除され、中国国内

で納付するか否かを外国人が自ら決定できるよう要望する。

(3) 労働契約

- ⑧市場の変動による受注急増や長期休暇明けの人手不足の問題が存在し、「労働法」所定の「月あたりの残業時間が36時間を超えてはならない」という規定では企業の生産ニーズを満たすことができないため、当該強行規定を、人力資源社会保障部により調整していただくよう要望する。企業、従業員、工会による協議合意のうえで、労働行政機関に特別申請するといった柔軟性のある方式の導入を認める等、月当たりの残業時間上限の合理的な確定を要望する。
- ⑨女性従業員の法定定年退職年齢には、女性従業員の身分によって区別が存在しているが、各地によって女性一般労働者と女性幹部を判断する基準が明確になっておらず、社会保険機関により定年退職年齢の段階的引き上げ政策が実施されるまでに、区別基準の明確化もしくは統一の定年退職年齢基準の制定を要望する。

(4) 労務派遣

- ⑩「労務派遣暫定施行規定」（人力資源社会保障部令2014年第22号）等の文書規定により、使用者における派遣労働者の使用人数は総従業員数の10%を超えてはならないとされているが、この制限が緩和され、企業が所属業界の状況に合わせてこの割合を適切に調整することが認められるよう要望する。

(5) その他

- ⑪依然として新型コロナウイルス感染症の感染拡大が企業の経営に直接の影響を及ぼしているため、中央・地方政府には雇用安定助成金等の企業経営支援政策を引き続き執行し、施策を増やしていただくよう要望する。